

広島県告示第五百十号

昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を次のように改正し、令和四年七月一日から施行する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>一 広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号。以下「条例」という。） 第二条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1―3 (略)</p> <p>二 条例第三条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(一) 三原市幸崎町地内宇和島及び同市大原町地内鯨島</p> <p>(二) 西日本旅客鉄道株式会社呉線須波駅構内東端から三原市と竹原市の境界に至る鉄道の線路用地から展望できる海岸線側の接続地域。ただし、家屋連たん区域を除く。</p> <p>(四) 六 (略)</p> <p>(七) 山陽自動車道（三原市本郷町及び東広島市河内町の区域に係るものに限る。）の用地から展望できる両側五〇〇メートル以内の地域</p> <p>三 (略)</p> <p>1 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く広島県の区域</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号。以下「条例」という。） 第二条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1―3 (略)</p> <p>二 条例第三条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(一) 竹原市忠海町地内棚林山島及び甲賊島 ・三原市幸崎町地内宇和島及び同市大原町地内鯨島</p> <p>(二) 西日本旅客鉄道株式会社呉線大乗駅構内西端から須波駅構内東端に至る鉄道の線路用地から展望できる海岸線側の接続地域。ただし、家屋連たん区域を除く。</p> <p>(四) 六 (略)</p> <p>(七) 山陽自動車道（三原市本郷町、竹原市及び東広島市河内町の区域に係るものに限る。）の用地から展望できる両側五〇〇メートル以内の地域</p> <p>三 (略)</p> <p>1 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く広島県の区域</p> <p>2 (略)</p>